

消 防 震 第 2 号
平成 17 年 2 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長殿

消防庁震災等応急室長

東海地震及び南関東地域直下型地震時における緊急消防援助隊の
運用方針等の改訂について（通知）

緊急消防援助隊に係る体制の整備及び運用について、日頃からご尽力賜り感謝申し上げます。

さて、東海地震及び南関東地域直下型地震時における緊急消防援助隊の運用方針等については、平成 15 年 12 月 16 日に消防震第 63 号にて通知しているところですが、平成 16 年 6 月 29 日に開催された中央防災会議の結果及び同年 11 月 15 日静岡市で開催された緊急消防援助隊隊長会議での検討結果等を踏まえ、**別添**のとおり改訂したので通知します。

貴職におかれては、その内容を十分に理解されるとともに、貴管内市町村及び消防機関に周知の上、その適切な運用にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改訂の概要

- (1) 救助工作車 型を配備した救助隊について、空路のみならず陸路での出動も考慮した。
- (2) 緊急消防援助隊に登録されている消防防災ヘリコプター及び消防艇の隊数を、平成 16 年 4 月 1 日現在の隊数に変更した。
- (3) 政令市消防機関の消防防災ヘリコプターによる情報収集担当区域及び指揮支援部隊としての任務の指定要領を、臨時指定から指定に改めた。
- (4) 緊急消防援助隊の出動準備を行った都道府県隊が、参集を開始する時点を明確にした。
- (5) 派遣隊の編成と出動要領のうち、「発災後の状況と応援投入計画」を削除した。
- (6) 九州各県の緊急消防援助隊の出動手段についてフェリーによることを前提とした。また、状況に応じて陸路によることを追加した。
- (7) 緊急消防援助隊が、被災都道府県の応援先市町村や活動拠点を最終的に指定さ

れ、または確認する地点を進出拠点と位置づけた。

- (8) 陸路により出動する緊急消防援助隊について、応援都道府県別に出動ルート及び進出拠点を明確にした。
- (9) 消防防災ヘリコプターの機種名を削除し、所属する都道府県名又は消防機関名のみを記載した。
- (10) 東海地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、警戒宣言が発令された場合における緊急消防援助隊の前進拠点への出動要領等を明確にした。
- (11) 東海地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、広域医療搬送について新たに章を設け、緊急消防援助隊に登録されている救急部隊を被災県以外の都府県で緊急消防援助隊として活動することを可能とした。
- (12) 南関東地域直下型地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、被害想定結果を、昨年12月15日に中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が公表した建物被害又は死者数が最大となるものに改めた。

2 今回改訂した運用方針及びアクションプラン

別添1 東海地震における緊急消防援助隊運用方針

” 2 東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

” 3 南関東地域直下型地震における緊急消防援助隊運用方針

” 4 南関東地域直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン

3 その他

- (1) 進出拠点、広域医療搬送など今回の改訂に伴い追加された事項にかかる留意事項等については、今後「緊急消防援助隊運用要綱」の改訂にあわせて同要綱中に追記することとしている。
- (2) 平成15年12月16日付消防震第63号にて通知した東海地震及び南関東地域直下型地震時における緊急消防援助隊の運用方針等については廃止する。

担当：震災等応急室広域応援係 佐野、花海、居島、坂上、井上 電話 03-5253-7527
